



開所した平塚市保健センター(東豊田)

## 35議案を原案可決 20年度当初予算など

3月定例会

**審議の概要**

平成二十年市議会三月定例会は、二月十八日から三月十七日まで、会期二十九日間で開催しました。

今定例会では、高齢者の医療の確保に関する法律の施行等に伴い、新たに「平塚市後期高齢者医療に関する条例」を制定する議案、特別会計を設置するための「平塚市特別会計条例の一部を改正する条例」、関連規定の整備等による「平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」や「平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の議案、また平成二十年度一般会計および特別・病院事業会計の各当初予算の議案など三五案件が市長から提案され、報告を除く三四議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

議員提出の会議案では、「平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」を審議し、原案どおり可決しました。

### 一般会計 前年度比1・2%増 七三六億三〇〇〇万円を計上

三月定例会では、平成二十年度の一般会計および特別・病院事業会計の当初予算が提案され、審議の結果、原案どおり可決しました。

施政方針では、二十年度は、さまざまな個別計画や施策が具体的に動き出し、まちの変化が形になって見える重要な年になることから、二十年度の予算編成に当たっては、「総合計画の確実な取組」「行政改革への取組」などの四点を基本方針と定め、編成に努めたとしています。

一般会計の歳入では、市税は、固定資産税や市たばこ税が減額となるものの、一部企業の好業績により法人市民税の増額が予測され、全体では増収が見込まれています。

国庫支出金は、社会保障関係費に係る負担金等が増額となり、県支出金では社会保障関係費に係る負担金等の増額はあるものの、選挙関係委託金などの減少に伴い前年度比では若干減額となります。

市債は、臨時財政対策債の発行抑制などにより減額となります。

歳出では、後期高齢者に係る医療制度の改革により、民生費では後期高齢者医療費の市負担金が増設され、衛生費では老人保健医療事業特別会計繰出金が大幅減となりま

**地区計画建築物条例  
平成20年7月1日から施行**

地区計画の区域内における建築物の用途、敷地および構造に係る制限に關し必要な事項を定めるため、市長から新たに「平塚市地区計画建築物条例」が提案されました。

この条例は、都市計画法に基づきすでに都市計画決定されている地区計画の建築物等の制限内容を建築基準法に基づいて条文化し、地区計画の実効性を担保して、健全な都市環境を確保することを目的としています。

従来、都市計画法に基づく届出勧告制度となっていたため、地区整備計画に適合しない建物が建てられるおそれがありましたが、条例化によって建築基準法による事前チェック体制が強化されます。また法的拘束力が生じることで、不適合建築物への違反是正指導が可能となります。この条例は周知期間を設けたため、平成二十年七月一日から施行となっています。

議会で、本条例の制定について全員異議なく、原案どおり可決しました。

**紙面の構成のご案内**

3月定例会 議案の審議結果	1面
行財政全般	2面
行財政全般	3面
行政一般	4面
まちづくり	5面
福祉	6面
発言通告	7面
経済・環境	8面

よりそれぞれ増額となります。一方、消防費では、職員の退職者数減などにより、諸支出金では、土地開発公社への事業資金貸付金の減によりそれぞれ減額となります。

以上の結果、二十年度の一般会計予算は七三六億三〇〇〇万円、前年度当初予算比一・二%増、特別会計の全体予算は八八五億九一五九万九〇〇円、同〇・二%増、病院事業会計の予算は一〇九億二九〇〇万円、同二・二%減となり、全会計では一七三億五〇五九万九〇〇円、同〇・五%の増となりました。

**監査委員選任に同意**

今定例会最終日には、平成二十年三月三十一日をもって任期満了を迎える監査委員守屋和徳氏の後任として、新たに細野光生氏(市内四之宮)を選任することに同意を求め、追加議案が市長から提出されました。

議会で、同氏を適任者と認め、選任することに同意しました。